

アメリカの学生相談と障害学生支援

——カリフォルニア州立ソマ大学およびサンタローザ市リハビリテーション局訪問調査より——

甲南大学学生相談室 高石 恭子

I. はじめに

昨今の高等教育現場における喫緊の課題の一つとして、障害学生支援制度の整備ということがある。その背景に、2006年の国連総会で採択され、わが国も2007年に署名し、2013年12月に国会がその批准を承認した「障害者の権利に関する条約（通称：障害者権利条約）」があり、関連法規の改正や制定が進んでいるという動向があることは、関係者には周知の通りであろう。さらに2016年4月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（通称：障害者差別解消法）」が施行されるにあたっては、高等教育においても障害を理由とする差別の禁止と合理的配慮の提供が義務化されるため（私立大学では努力義務）、各大学において障害学生支援の制度、指針、諸規程、対応要領の作成などが急がれている。

障害学生支援は、入学前から就労移行（卒業後）にまたがる総合的な内容を含んでいるが、学生相談機関および学生相談カウンセラーがそのなかで何をどのように担い、貢献しうるか（あるいはできないか）を検討し、明確化しておくことは、非常に重要であると言える。しかしながら、目に見えない障害、とりわけ個別性の高い症状を主とする発達障害をもつ学生の支援にあたっては、身体障害学生に対するのとは異なる制度化の困難が伴い、学生相談の位置づけも容易ではない。

障害学生支援の体制作りを考えていくなかで、しばしば筆者が困難を感じてきた点についてふり返ってみると、その最大の難問は、「発達障害をもつ学生本人の自覚と自主性の乏しさ」という言

葉で表現してみることができる。本学では、大学センター入試における発達障害への特別措置が始まった2011年頃から、受験時に発達障害を理由とした特別の配慮を要請したり、入学前後から特別な修学上の支援を大学に求めてくる例が出てきた。学生相談カウンセラーも、それらの（配慮を検討するための）面談に同席し、支援の方針や具体的内容について意見を求められることが増えたが、親、関係教職員との意見調整が一番難しいのが、「学生本人の自己理解と自己決定力をいかに引き出すか」という点に関してであるように思われる。限られた筆者の経験ではあるが、ほとんどの場合、まず親が学生本人を伴わずに大学へ相談（配慮の要請）に訪れるのが通常で、「本人に診断を知らせていないし、知らせたくないの、気づかれないように配慮をしていただけないか」「できるだけ普通に学生生活を送らせたいので、本人にカウンセリングは不要（学生相談室へ行かせる必要はない）。親と先生方とで考えていきたい」「本人は診断を受けたことは知っているが、詳しくは説明していないので、よくわかっていないと思う」といった話をされることが多かった。おそらく、高校までそのようにして本人を支えてきたやり方を、大学でも同じように継続できると期待してのことなのであろう。

また、最初から学生本人同伴で面談に訪れ、発達障害に対する特別な支援を要請する場合であっても、親の熱心さに比べ、学生本人は「そこまで配慮が必要なのかどうかよくわからない」と消極的であり、親子そろって積極的に支援を求める場合はほとんど例外的と言えた。さらに、発達障害

の医学的診断と療育手帳や精神障害者保健福祉手帳をもっている、学生本人が単独で障害に対する支援を大学に求めてくる例は、皆無であった。そうすると、教職員の側では、「本人が要請していないのだから」と支援に慎重になったり、逆に「親が要請しているのだから」と過剰に応えようとしたり、判断が分かれ、まとまらないことも往々にして起きてしまうのが実情である。

このような現象が生じるのには、わが国の人々の障害観、疾病観が影響しているであろうし、また現代特有の親子関係や子育て意識の問題も関係していると考えられ、その是非を簡単に論じるわけにはいかない。しかしながら、グローバル化の潮流のなかで、欧米の障害者支援の制度をそのままわが国で実現しようとしても、うまく機能しないのは当然である。拙速を避け、今だからこそじっくりと、わが国の高等教育現場の実情に沿った支援のしくみを作っていかなければならない。その際、学生相談機関で障害学生支援に関わってきたカウンセラーが抱く異和感や疑問を丁寧に掘り上げ、明示していくことは、今日の高等教育機関において、より有効な障害学生支援制度を構築していくうえで、大いに役立つはずである。

筆者は、2015年6月にアメリカのサンフランシスコ近郊にある州立大学と、地域の障害者就労支援オフィスを訪問する機会を得た。本稿は、そこでの関係者へのインタビューをもとに、アメリカ・カリフォルニア州における学生相談と発達障害をもつ学生への支援の現状を報告し、またそこから見えてきた特徴と本学での経験との比較を通して、今後の学生相談と障害学生支援について留意すべきことを考察してみたい。

II. 訪問調査の概要

2015年6月18日、カリフォルニア州スクールカウンセラー（元・兵庫教育大学特任教授）Darryl T. Yagi 氏のコーディネートにより、ソノ

マ州立大学（Sonoma State University）および大学最寄りのサンタローザ市にあるリハビリテーション局（Department of Rehabilitation : DOR）レッドウッドエンパイア地区オフィスを訪問した。訪問者は高石浩一（京都文教大学）と筆者の二人である。当日の訪問スケジュールは、カウンセリング&心理サービス（Counseling and Psychological Services : CAPS）／障害学生支援サービス（Disability Services for Students : DSS）／図書館、レクリエーションセンター、附属高校など／リハビリテーション局の順に、約1時間ずつであった。訪問日は夏期休暇中であったため学生はキャンパスにいなかったが、高校生や地域の人々に向けたプログラムが行われており、レクリエーションセンターは子どもたちで賑わっていた。

訪問施設の基本情報を掲載しておく、ソノマ大学はカリフォルニア州立大学群の一角で、男女共学の文理総合大学、学生数約9,000人（修士課程を含む）、入学難易度は中程度となっている。広々とした立地環境は本学と比べようもないが、大学の規模、学生気質などは、比較的近いものがあるだろう。最寄りのサンタローザ市は、サンフランシスコの北方70kmほどのところに位置する人口約17万人の落ち着いた町で、付近一帯は有名なワインの生産地である。

次に、ソノマ大学の学生支援関連の組織について説明しておく、副学長が統括する学生局（Student Affairs）のなかに、カウンセリング&心理サービス（CAPS）と障害学生支援サービス（DSS）がある。それらとは独立して、学生保健センター（Student Health Center）があり、相互に連携しながら業務を行っている。

以下に、それぞれの訪問調査の結果について述べる。

III. ソノマ大学の学生相談

本学のカウンセリングセンター学生相談室にあ

たるのが、カウンセリング&心理サービス（以下、CAPS）である（写真1）。当日は、所長の Laura Williams 博士が高校生プログラムの仕事で離席していたので、代理で受付職員の Denny さんが筆者のインタビューに対応してくれた。

CAPS は、各種の学生サービス部局が入った回廊状の校舎の内側通路から直接入れるようになっており、学内の大通りからは直接見えないようアクセスに配慮されている。向かい側には、学生アドバイザーがいて修学相談のできる部屋が位置しており、どちらへ行くか迷う学生もいると聞いた。入口を入ると、すぐ右手に PC が3台設置されているブースがあり（写真2）、初回面接の前に必要な申込フォームを入力、プリントアウトするようになっている。そのなかには、カウンセリングを受けるにあたっての同意書（資料1）もあり、サービスの内容と利用のルールが丁寧に説明されている。とくに参考になるのは、「5. 無断キャンセルと再予約の失敗」と「6. CAPS およびカウンセラーとの連絡」の項である。カウンセリングを受ける学生側の責任（予約時間の厳守とルールが守られない場合の処遇）について明記されており、またカウンセラーとの「治療的な会話」に E メールや携帯電話は用いないこと、また CAPS が SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）を利用しない旨と理由が明記されていることである。テクノロジーの活用においてはわが国よりも先進的なアメリカであるが、カウンセリングは対面を基本とするという点で、事務的連絡とはっきり一線が引かれている。この点が厳守されていることは、Denny さんの話からも確認できた。

PC ブースの反対側（左手）に受付オフィスの部屋があり、その前の壁面にはずらりと各種啓発パンフレットが備えられている（写真3）。まず、カラフルな3つ折りのリーフレットが30種類ぐらい目に留まるが、これらはイリノイ大学アーバナ・シャンペーン校が作成したシリーズであっ



写真1 CAPS 入口



写真2 CAPS 相談受付用 PC



写真3 CAPS 入口を入ったところ（左手が受付・奥が面接室）

た。ニューヨークの学生相談について報告した松村（2008）も、いくつかの大学のカウンセリング機関の待合に置かれたパンフレットの多様性が印象的だったと述べているが、これはアメリカの大学全体に共通の特徴なのであろう。それらのタイトルは、「大学への適応」「時間管理」「テスト不安」「自殺予防」「孤独」「喪失と悲嘆」「自信」「完璧主義」「アサーティブネス（自己主張）」「優柔不断の克服」など、一般的な自己理解を助けるものから、「学生のための ADHD ガイド」「うつ の理解と治療」「トラウマから生き残る」「アダルトチルドレン」「カミングアウト」といった、病理や障害、マイノリティの問題を扱うもの、「あなたの家族の機能不全を理解する」「依存（嗜癖）的關係」「あなたの親の離婚」「家族の心の病への対処」など、自分を取り巻く人間関係を扱うものなどさまざまである。なかでも参考になるのは、「友達が摂食障害かもしれない」「愛する人が性暴力の被害者だったとき」といったタイトルのもので、「援助を必要とする人のそばにいる学生」を援助するという視点の重要性に改めて気づかされた。

さらに、奥のほうの壁面には、American Psychiatric Association（米国精神医学会）、National Institute of Mental Health（米国国立精神保健研究所）、U.S. Department of Health and Human Services（米国保健社会福祉省）など官公庁や学会が発行する心の病と障害別の啓発パンフレット、ソノマ郡やサンタローザ市の相談機関や自助グループのパンフレット、加えてヒスパニック系（ソノマ大学では白人の次に多い）の学生向けのスペイン語パンフレットが並び、たいの来談者が自分に必要な情報を得られるよう整備されている。また、アメリカ文化ならではの感じたのは、キンシップセンター（親族の子どもを育てる家族のための支援機関）や、LGBT（ゲイ・レズビアン・バイセクシュアル・トランスジェンダー・ティア・インターセックスなど）の

コミュニティ（支援施設）のパンフレットが同じように置かれていることである。民族、家族、パートナーシップの多様なあり方を、それぞれ同じスタンスで、学生相談カウンセラーが支援している日常を窺うことができた。

必要な入力済み用紙をプリントアウトし、記入を終えると、来談者は受付で予約を行う（写真4）。受付オフィスの前には、パーテーションで仕切られた待合スペースがあり（写真5）、テーブルの上には雑誌と共にジグソーパズルが置かれていたのには驚いた。本学の学生相談室でもサロン室（待合室機能も兼ねたフリースペース）にジグソーパズルを置いているが、落ち着いて時間を過ごすためのツールとしての有効性が、ここでも認識されているようであった。さて、本学と大きく異なるのは、ここから先である。

セキュリティのかかった木のゲートの奥に、面



写真4 CAPS 受付



写真5 CAPS 待合（受付スタッフのDennyさんと）

資料1 CAPS カウンセリングサービスを受ける際の同意書 (訳は筆者による)

ソノマ州立大学 カウンセリング&心理サービス 権利、プライバシー、責任、および治療への同意

この書類には、私たちの専門的サービスと方針についての重要な情報が含まれています。注意深く読んでください。本書類に署名することにより、あなたとカウンセリング&心理サービス (CAPS) の間に同意契約が成立したものとみなします。

1. サービスを受ける資格：本学に正規入学したすべての学生が利用できます。初回はカウンセラーによってアセスメントの面接が行われます。必要なら、継続して個別またはグループのカウンセリングが、その学生のニーズに最も合う形で提供されます。もしあなたの問題が、CAPS が提供するケアの範囲を超えていて、しかも (あるいは)、もっと長い期間、より専門的なケア、もしくは入院などを必要とする場合は、カウンセラーは地域のメンタルヘルスの専門家を紹介することになります。

2. カウンセリングサービス：カウンセリングを一般化して説明するのは難しいことです。カウンセラーないし心理士とクライアントのパーソナリティや、あなたが持ち込む問題が何かによって、変化するからです。あなたが問題に取り組むのを助けるために、私たちスタッフが用いる方法はさまざまです。カウンセリングは医師の診察を受けるのと同じではありません。代わりに、カウンセリングはあなたの側の積極的な努力を必要とします。カウンセリングを有効なものにするために、あなたはカウンセラーと話したことについて、面接中も、面接のない間も、取り組まねばなりません。

カウンセリングには利益とリスクが伴います。カウンセリングはしばしば人生の嫌な側面について話し合うことを含むので、あなたは悲しみ、罪悪感、怒り、欲求不満、孤独、無力感などの不快な感情を経験するかもしれません。しかしながら、カウンセリングはそれをやり抜いた人々に利益をもたらすことがわかっています。カウンセリングはしばしば、よりよい人間関係、特定の問題の解決、苦痛の大幅な軽減をもたらします。

初回面接では、あなたが何を必要としているかについて見立てがなされます。カウンセラーは、あなたの作業に何が含まれているか、いくらか所感を述べることができますでしょう。

3. カウンセリングの記録：カウンセリングの面接記録は CAPS が所有し、あなたの学業成績に影響することは決してありません。記録は見立て、個人またはグループのカウンセリング記録、電話や Eメールの通信、紹介、コンサルテーション、他の機関から受け取った記録などを含み、電子的に保管されます。記録は、CAPS のスタッフ (全員が守秘の同意書に署名しています) だけがアクセスでき、何重にもセキュリティ対策が取られています。記録は治療終了後7年間保管され、その後破棄されます。

あなたには、自分の記録のコピーを請求する権利があります。譲渡許可書に署名すれば、記録から得られる必要な情報を、適切な専門家に送ることもできます。

4. 敬意と専門家精神：カウンセラーはあなたに敬意を払い、そして、約束を守ること、あるいは病気、学生の危機、専門家会議といった理由で必要な場合にあなたに連絡を取ることを通して、その敬意を示すよう期待されています。面接の頻度と (あるいは) 回数、治療の目標、勧められる治療法については、カウンセラーと話合うことになるでしょう。カウンセリングへの参加は、自由意思によるものです。目標に向かって進展していないと感じるときは、そのカウンセラーとの治療を終了したり、別のカウンセラーや機関を紹介するよう求めるとよいでしょう。もし、CAPS の構成員が違法な、非倫理的な、あるいは不適切な行為をしていると信じるに足る理由があるときは、CAPS の所長と (もしくは)、カリフォルニア州の心理学委員会に連絡をしてください。

5. 無断キャンセルと再予約の失敗：あなたは約束を守り、時間に遅れないようにする責任があります。私たちのサービスに対する需要は高いため、キャンセルは最低24時間前までにしよう義務づけています。予約の無断キャンセルや直前のキャンセルは、制限面接回数にカウントされます。また、頻回のキャンセルと（あるいは）無断キャンセルのため面接が行われない場合、以後のサービスについてはウェイトリストに載せられる可能性があることをご承知ください。

6. CAPS およびカウンセラーとの連絡：カウンセラーは通常の職務時間（午前8時30分から午後5時）にのみ電話かEメールで連絡できます。私たちは、治療的な会話にはEメールや携帯電話は用いません。それらは秘密を守るのに適さないと考えられるからです。提供されたあなたの携帯電話番号は、日程調整の目的のためだけに用いられます。さらにまた、CAPSはソーシャル・メディアにアクセスしたり参加したりしません。

7. 緊急時のサービス：CAPSの開室時間外にメンタルヘルス上の危機が生じたときは、SSU（ソノマ大学）警察サービス（707）664-4444またはダイヤル911に連絡してください。ソノマ郡緊急電話（707）576-8181にも連絡できます。

8. 守秘：すべてのCAPSのクライアントは、秘密を守られる権利を持っています。つまり、ほとんどの状況において、書面による同意なしに、あなたがここに来たかどうかを含め、情報をCAPSの外に知らせることはありません。あなたの書面による許可がなければ、親、教授、職員、ほかの学生が、あなたのカウンセリングに関する情報を得ることはできないようになっています。しかしながら、これには、カウンセラーが合法的、倫理的に守秘を破ることを要求される3つの例外があります。

1. もし、あなたが実際に自分自身や他者を傷つけるかもしれない差し迫った危機にあるとカウンセラーが判断した場合、カウンセラーは適切な管理者と（あるいは）あなたの緊急連絡先に連絡を取る必要があります。
2. もし、今起きている児童虐待、老人虐待、障害者や能力のない人への虐待があるとわかった場合、カウンセラーはそれらの虐待を地方自治体に報告することが法的に義務づけられています。
3. まれな状況下ですが、刑事訴訟が起こされる事態において、カウンセリングセンターの記録の提出が求められることがあります。しかしながら、裁判所がこれらの記録にアクセスできるのは、非常に限られた状況においてのみです。

私はCAPSにおけるカウンセリング、治療、アセスメント、コンサルテーションに同意します。私は「カウンセリング&心理サービス：権利、プライバシー、責任、および治療への同意」に書かれた情報を読み、これらの条項と方針を理解しました。カウンセラーとのこの同意に関して、どんな疑問でも直接話し合えると理解しました。また私は、この同意がSSUの学生でなくなった後も有効であり、また後で取り消すこともできるとわかりました。もし私がこの同意に署名しない場合や、後に破棄した場合は、CAPSは私へのサービスを拒否してかまいません。

署名： _____

日付： _____

活字体氏名： _____

接室が並んでおり、それぞれのドアの横に、担当カウンセラーの名前とその日の予約状況、在室時間などが日替わりで掲示されるようになっている。1日当たり、4～6名のフルタイム・カウンセラー（週40時間勤務で講義はもたない。州のライセンスと心理学または哲学の博士号をもっている）が在室し、個別のカウンセリングやグループプログラムを実施している。受付職員は、来談学生が持参した用紙をスキャンして、データで担当カウンセラーのPCへ転送する。全カウンセラーのスケジュールはウェブ上で共有されており、受付職員が調整・管理を行っている。受付時間は平日8:30から16:30で、電話か来室に限られる。基本的に、相談は予約制である。ただし、月曜～木曜の12:00～13:00と15:00～16:00、金曜の12:00～13:00に、「ドロップイン」と呼ばれる予約なしで相談可能な枠が設けられている。

利用者はだいたい年間7～800名、利用率は全学生の10%弱、面接は1回あたり45分～50分、10回までという制限があるため、毎週継続といった契約ではなく、1回から数回で終了する例がほとんどらしい。主訴は、不安、うつ、新入生のホームシック、レイプ被害などさまざまで、とりわけ筆者が訪問した直前の春学期（セメスター）には、学生の自死が2件続いたことがつらかったと着任2年目のDennyさんが語ってくれた。発達障害の学生については、CAPSに来室する例は少なく、修学・学生生活上の支援はDSS（障害学生支援サービス）が担当し、二次障害（心身の病理）の治療については学生保健センターへリファーするため、CAPSが継続的に関わることはないという。

カウンセリングに用いられる主な技法としては、最近では認知行動療法が主であるとのことだった。しかしながら、CAPSのウェブサイトの啓発的なページには、APA（American Psychological Association：米国心理学会）が制作した「Psychotherapy：More than a Quick

Fix（心理療法：応急策を超えて）」という動画がリンクされており、そこではフロイト、クラインなどの理論と共に、精神分析の考え方が問題解決に有効であることが紹介されている。回数制限にはなじまない、長期でインテンシブな関わりを前提とする精神分析的な技法と、回数限定で短期的な問題解決を図る技法とのあいだで、アメリカの学生相談カウンセラーもジレンマを抱えている現状が窺えるように感じられた。

ニューヨークの学生相談の多くが、利用回数制限を伴っていることは、これまでも報告されてきた通りである（太田；2004、松村；2008、鈴木；2009）。地方の小規模な大学や、私立大学では事情は異なるかもしれないが、少なくとも都市部の公立大学では年間8回～12回上限というのが一般的のようである。なぜそうするのかについては、以下のように考えることができるだろう。Dennyさんから伺ったところでは、ソノマ大学の学生は、学期（セメスター）ごとに精神保健費（the Mental Health Fee）を50ドル、授業料とは別に支払うことが義務づけられている。その代わりに、CAPSや学生保健センターを利用できる権利を得るわけである。学生は、そのコストに見合ったサービスを受けようと動機づけられるため、何か相談したいことが生じればCAPSを積極的に利用するようになる。わが国に比べて高い利用率（本学の学生相談室の2倍強）は、主にここから説明できるだろう。

そうして多くの学生が権利の行使としてカウンセリングを希望するため、受益の公平性という観点から、カウンセラーは特定の学生に長時間割くことができなくなる。その結果、多くの学生に少しずつのサービスを均等にという回数制限の考え方が生まれたい。鈴木（2009）も考察しているが、この制度にはデメリットももちろん伴う。上限までサービスを受けようとする学生の意識や、一人の相談が終了すればすぐに隙間なく新規の相談が入るプレッシャーを軽減しようとして一

人の回数を引き延ばそうとするカウンセラーの意識が重なると、実際の必要以上の面接回数が一人に費やされ、結果として、回数制限のない大学の学生相談機関でも、回数制限のある学生相談機関でも、平均利用回数は約5回で大差ないか、場合によっては回数制限のある学生相談機関のほうが多くなる現象が生じているというのである。これは、障害学生支援にも通じる、「何をもって公平と考えるか」という難問であろう。困難な問題（病や障害）を抱えた学生には多くの回数を費やし、現実的な助言で有効な支援ができる学生には1回の面接で終了するのも、一つの公平性だと考えられはしないだろうか。アメリカの学生相談が抱えるジレンマは、わが国の今後を考えるうえで、留意すべき内容を含んでいるように思う。

また、回数制限がアメリカ都市部においてこのように可能なのは、地域の相談資源の豊富さにも拠っている。松村（2008）は、ニューヨークの短期大学における学生相談の報告のなかで、カウンセラーの役割は修学支援やケースワークが主であり、治療的ニーズに対しては地域の相談機関へリファーするのが原則だと述べているが、同時に、学生相談機関内に数十ページに及ぶ紹介先リストが備えられていたことが驚きと共に紹介されている。CAPSでも、民間の相談機関はカウンセリング1回あたり100～180ドルするのが相場であるが、サンタローザ市に20ドル以内でカウンセリングを受けられる連携先（クリニック）をもっているとのことであった。

最後に紹介しておきたいのは、グループプログラムについてである。この春学期に実施されていたのは、「マインドフルネスとストレス軽減のための呼吸法ワークショップ」、「バイセクシュアルのディスカッショングループ」（毎週）、「性暴力被害者のグループ」（毎週）などである。いずれも、CAPSのカウンセラーがファシリテーターとなり、ニーズに応じてさまざまなグループが結成されるとのことである。費用対効果の観点から

も、教育的ニーズからも、グループワークは学生相談の機能の一つとして重視される傾向にあるように感じられた。おそらく、ここでの活動のルールや傾向は、アメリカ全土の公立大学や主だった私立大学に概ねあてはまると考えられる。なぜなら、高橋（2012）も紹介しているように、アメリカの学生相談機関では一般に、1979年に設立された高等教育基準協会（Council for the Advancement of Standards in Higher Education: CAS）が定めた設置基準や運営のガイドラインに従い、活動が行われているからである（“CAS standards”と呼ばれるこの基準は、時代のニーズに合わせて数年おきに改訂されており、2015年8月に最新版が公開されている）。

IV. ソノマ大学の障害学生支援

次に、障害学生支援サービス（以下、DSS）について述べる。DSSはCAPSのある建物と大通りをはさんで向かい側の校舎の1階に位置している（写真6）。同じ建物内には、入試、経理、人材センターなどの部局や附属高校の教室がある。DSSには、心理学の修士号と職業リハビリテーションカウンセラー（これについては後述する）の経歴をもつ所長と、障害マネジメントアドバイザー2名、代替メディア・支援機器スペシャリスト1名、事務系支援コーディネーター1名の計5名の常勤スタッフが配置されている。こちら



写真6 DSS入口

は、高石浩一が Brent Boyer 所長に主に発達障害学生支援についてインタビューを行った情報と、筆者が Boyer 氏からいただいたパワーポイント資料 (Disability Services for Students : Transitioning from High School to College) をもとに報告する。

まず、DSS の利用資格についてであるが、発達障害の場合は医学的診断がなくても OK であり、CAPS と異なり利用の回数制限もない。学生課や CAPS からの紹介、自発的来室を併せて、DSS では年間700名ほど (6~7%) の利用があり、そのうちの何割かが継続的な障害学生支援の対象になる。発達障害が疑われるグレーゾーン (未診断) の学生については、時間をかけて自覚を育てる関わりを行うということである。支援にあたっては、上記の常勤スタッフのほかに、非常勤スタッフや学生サポーターが必要に応じて加わる。障害支援に対して必ずしも積極的ではない教員に対しては、DSS のスタッフが FD 研修を通して啓発を行い、理解を得られるよう努めている。また、障害のある子ども (学生) に対して過保護 (over-protecting) で要求の多い (demanding) 親はアメリカでも見られるが、上述の資料などを用いて親教育を行っているとのことであった。

これらのなかで、とくに参考になると感じられたのは、高校までと、大学における「合理的配慮」の考え方の違いの明確化についてである。アメリカでは高校までが義務教育であり、親の責任は日本以上に厳しく問われる側面がある。しかしながら、多くの州で18歳をもって成人とみなされるため、大学生は「成人」として、支援を受けるかどうか、またどのような支援を要請するか、本人が意思決定することが大前提となる。一方わが国では、選挙権のみ18歳に引き下げられたものの (2016年6月より施行予定)、20歳を成人年齢とする制度が健在であり、大学新生は「未成年」という意識が一般的である。同じ大学生という立場

であっても、18~19歳の低年次生と20歳以上の学生とでは、法的な位置づけが異なる。したがって、障害のある学生が支援を要請するにあたって、親の意思決定がしばしば大きなウェイトを占めるのは、当然とも言えるのである。しかしながら、法的に未成年だからといって、本人の自覚と自主性を育てる関わりが軽視されてよいわけではない。高等教育においては、中等教育までとは異なる、高等教育としての合理的配慮があることを、学生と大学関係者の双方が共通理解し、支援を実現していくことが重要である。

どこにその違いがあるかに関しては、今回の訪問調査をコーディネートしてくれた Yagi 氏と Boyer 所長の会話のなかで挙げられた例が参考になる。たとえば、何らかの障害のために5枚のレポートを書くことが難しいといった場合、高校の生徒であれば、5枚を3枚に減らすといった課題の変更 (modification) があり得るが、大学の学生であれば、5枚のレポートが書けるように、「チューターをつける」「ノートテイクを配置する」「支援機材の使い方を教える」「提出期限を延長する」などの支援を行う。要求水準の変更はせず、障害のない学生と公平に評価を受けるための機会を与えるのである。ここに、Boyer 所長が強調する障害学生支援の理念、“Guarantee access - not success (アクセスは保証するが、成功 (サクセス) は保証しない)” の具体例をみることができる。

筆者ら学生相談カウンセラーが発達障害学生の支援に携わるとき、「本人の自覚と自主性の乏しさ」の次に困難を感じるのが、まさにこの「障害支援の理念に対する共通理解をもつこと」である。学生の親も、関係教職員も、要求水準や評価基準を下げて単位を修得させることが、求められる配慮だと誤解している場合が少なくないように感じられる。これまでの筆者の経験でも、発達障害のある学生について個別の配慮を授業担当教員に願い出ると、「評価を甘くしろということです

か?」「ダブルスタンダードを用いるということですか?」と疑問をぶつけてこられる例が稀ではなかった。高等教育に学ぶ障害学生への合理的配慮とは、学業評価を受けるための「アクセス」を、本人の求めに応じて、財政的、管理的、技術的に、無理のない範囲で保証することである。

DSSの訪問調査を通して、わが国では、「発達障害とは何か」の啓発にとどまらず、「アクセシビリティとは何か」の啓発をFD研修や連携を通して大学構成員に行っていくことが、まだまだ必要な段階であると認識させられた。

DSSに続いて、図書館、学生食堂、購買部、レクリエーションセンター（バスケットコート、ダンススタジオ、ピリヤードルーム、フィットネスジム、プールなどがある）の見学も行ったが、障害学生への行き届いた配慮の一例として、リフト付きのプール（写真7）を挙げておく。身体障害のある学生にも、豊かな学生生活へのアクセスが保証されている。Boyer所長から伺った話では、大学の寮で、許可を得て犬やウサギなどのペットと暮らす障害学生が10名ぐらいいるとのことであった。

V. 地域の障害者就労支援

最後に訪問したのは、ソノマ大学から車で15分ほどの、サンタローザ市の公的機関が入ったビルの2階にあるカリフォルニア州リハビリテーショ



写真7 レクリエーションセンター内のプール



写真8 DORレッドウッドエンパイヤ地区オフィス
（右から、McKameyさん、西村さん、筆者）

ン局（The California Department of Rehabilitation : DOR）レッドウッドエンパイヤ地区オフィスである（写真8）。DORは障害のある人々の就労や自立への支援を行う公的機関で、主任のValerie McKameyさんと上級職業リハビリテーションカウンセラーの西村春代さんがインタビューに応じてくれた。筆者の目下の関心は、発達障害のある学生（および卒業生）の就労支援の状況にあり、日本語で詳しい話を伺うことができたのは幸いであった。

西村さんは、大学院修士課程でレクリエーションセラピー（わが国での作業療法に近い）の資格を取得し、実務経験を積んで職業リハビリテーションカウンセラーになった経歴をもつ。わが国では、リハビリテーションという言葉療法士や理学療法士が思い浮かぶが、アメリカには、リハビリテーションカウンセリングという専門領域があり、障害者の就労支援や自立支援を行っている。わが国では、近年、ハローワークや障害者就労支援センターに臨床心理士が配置されることが増えてきているが、リハビリテーションカウンセラーは、臨床心理士よりも障害者支援に特化した資格である。西村さんは、とくに視覚障害を専門領域とし、視覚障害者に対する支援機器の操作技術の訓練なども受けていると伺った。

DORの利用にあたっては、医師の証明書（診

断書)、もしくは障害について証明する公的な書類が必要である。所定のフォームにより本人が申込みを行うと、2週間ぐらいかけて、障害と雇用に向けての能力のアセスメントが行われ、担当カウンセラーと本人とで IPE (Individualized Plan for Employment: 雇用に向けた個別計画) が作成される。

利用者の最少年齢は16歳で、学費の支援も含め、将来の就労を目標に据えた、高校から大学への移行支援も行っているとのことである。夏期には地域の NPO が提供する職業選択のためのワークショップなどに参加させ、就労への意識形成を促す。大学入学後は、メジャー (専攻) は3年次に決まればよいから、まずはボランティア活動をたくさん経験し、就労に向けた適性の確認作業をするよう助言するそうである。高校生段階から長期的な視野に立って、障害をもつ若年者への就労支援 (単なる職業斡旋ではなくキャリア教育を基礎に置いた就労への移行支援) が行われていることに感心させられた。

筆者の経験では、わが国の発達障害のある学生とその親は、障害者手帳を取得することに消極的であり、障害者枠での就労にも否定的である例が多いが、アメリカではどうかと尋ねると、「手帳という制度はないが、障害者は公的に経済的援助を得られるため、障害認定を受けたがらない人はいないのではないか」という答えが返ってきた。障害認定を受けるということは、公的な援助を受ける権利を得るということを意味している。その「権利」を欲しがらない人がいるという、わが国の高等教育現場の状況は、長くアメリカで支援に従事してきた西村さんにはあまり想像できない様子であった。

アメリカにおいて、このような障害者の権利とアクセシビリティの保証に関する意識が高まったのは、1990年に制定された ADA (American with Disabilities Act: 障害を持つアメリカ人法) の社会への浸透によるということである。本稿の

冒頭に取り上げた「障害者差別解消法」の考え方も、ADA にそのルーツを見ることができる。ADA の施行以後、アメリカでは、障害を理由に就労の機会が閉ざされたり、解雇されたりする人は激減した。

一方で、権利の行使には相応の条件をクリアすることが求められるのが当然である。DOR の支援においては、障害者本人に自覚や自主性が備わっていることが前提であり、研究者になりたい、飛行士になりたい、といった実現性の少ない願望にそのまま応じるようなことはしない。カウンセラーは IPE の作成に先だち、クライアントに自分の希望する職業に就くために必要な情報をインターネットで調べるよう宿題を課すなどして、自覚と努力を促す。その課題がこなせない場合は、支援の提供を断れるしくみになっている。このあたりは、CAPS の同意書に盛り込まれた利用のルールと同じ精神が反映されていると言えよう。大学の支援機関にも増して、地域の障害者就労支援機関においては、発達障害のグレーゾーン (未自覚・未診断) の問題や、親の過保護の問題は、「そもそも問題にならない」というのが実情のようであり、自主独立を重んじるアメリカ文化の一端を垣間見た思いであった。

VI. 日米比較からの考察

以上のような訪問調査から見てきたアメリカの学生相談と障害学生支援の現状と、これまでの筆者の経験とを比較してみると、わが国の学生相談と障害学生支援が抱えている課題がより明確になる。

まず、最も大きな違いは、アメリカのカウンセリングサービス (わが国の学生相談機関) では障害学生支援が大きな懸案になることはないということである。たとえグレーゾーン (未診断) の発達障害学生であっても、常勤スタッフの配置された障害学生支援サービス部門が受け皿となり、トータルな支援を保障する体制が整っているた

め、わが国のように、学生相談機関のカウンセラーが修学支援のため他部署との連携に奔走するといった事態には至らないということであろう。これは高橋（2012）の、米国学生相談学会（ACCA: American College Counseling Association）2010年大会では発達障害に関する研究発表が1題しかなかったという報告からも傍証できる。

わが国でも、広島大学のアクセシビリティセンターをはじめ、いくつかの国公立大学でアメリカモデルの障害学生支援制度を早くから導入している例はあるが、依然、少数派にとどまる。2005年度から2012年度の8年間で、全国の高等教育機関に在籍する障害学生数は約2倍に増加し、支援担当スタッフ数も飛躍的に増えたとはいえ、その大部分は「兼任」や非常勤であり、専任スタッフが配置されている大学は、2012年度段階で90校しかない（佐野，2015）。しかも、専任の多くは任期制教員や単年度契約の職員であり、流動的なものととどまる。また、在籍する障害学生数が増えたとはいっても、在籍5名以下の大学等が全国で約3分の1を占めるというわが国の現状は、学寮でペットと暮らす学生だけでも10名はいるというソノマ大学の状況とは全く異なる。障害学生支援がうまくいくためには、「持続可能な全学的修学支援体制をどのようにデザインするかということが重要課題」と佐野は述べるが、国公立大学よりもさらに効率性重視を余儀なくされる私立大学においては、少数の障害学生のために、全学的な支援制度や支援機関を構築して持続させるということが、大きな難問（課題）となっているのである。

次に、障害ということに対する人々の一般的な意識（障害観）の違いである。とりわけ、知的に遅れない発達障害のように、環境との相関関係（社会的適応の程度）によって障害認定がなされたり、なされなかったりする新たな領域においては、それぞれの文化が歴史的に醸成してきた人間観、障害観が、支援のあり方に大きく影響を及ぼ

すのではなからうか。

単純化し過ぎるとの批判を承知で敢えて言うならば、多民族国家のアメリカにおいては、障害も個々人の多様性の一つと捉えられ、市民生活を送る上で必要な公的支援を受けるのは、障害者本人が主体的に求めることを保障された人間としての「権利」だと考えられている。自ら求め、努力すれば、相応の何かが約束されるというのは、アメリカ人のメンタリティの基礎に刷り込まれた観念だとも言えるだろう。一方のわが国においては、個人が自らの権利を主張するという態度は、歴史的にみて社会からあまり歓迎されてこなかった。障害のある人に対しても、周囲が本人の困難を察して、さりげなく目立たないように配慮するのが美德と捉えられてきたメンタリティが、今も根強く残っている。

その結果、わが国の高等教育では今日、中等教育までに発達障害の疑いが指摘されたり、すでに発達障害の医学的診断を受けている学生であっても、その自覚をもたず、手厚い親や教師の配慮によって、何となく周囲との異和感や生きづらさを抱えたまま学生生活を送っている例がしばしば見られる。卒業期になり、社会での就労が目の前の現実となって迫ってきても、就職活動の困難への直面化を避け、学業継続やアルバイト生活を容認する親がめずらしくない。こうして、本人の社会的自立は先延ばしにされ、いくつもの挫折を経てやっと就労移行支援機関を訪れるというのが、最も多いパターンとなっている。

このような実情であるところに、ADA（障害のあるアメリカ人法）の精神が導入され、多くの大学で、学生本人が自身の障害の自覚のもとに、学長宛てに支援の要望書を提出するところから支援を開始するという制度が立ち上がりつつある。たとえば京都大学でも、2008年度に初めての障害学生支援専門機関としての「身体障害学生相談室」が設置され、2011年度から「障害学生支援室」に、2013年度には「障害学生支援ルーム」と

改組され、学生総合支援センターの下に「カウンセリングルーム」「キャリアサポートルーム」と「障害学生支援ルーム」の3機関が並立する制度が立ち上がっている（村田，2015）。ただし、ソノマ大学で実践されていることと大きく異なるのは、発達障害のある学生が障害学生支援を受けるためには、「診断があること」かつ「本人の自覚（障害受容）があること」が前提とされているということだ。地域の支援機関とは異なり、教育機関として障害のある学生を広く受け入れ、教育していこうとするアメリカの障害学生支援機関のあり方と比べると、人的、財政的制約によるとはいえ、わが国の障害学生支援制度は学生にとって決してアクセシビリティの高いものにはなり得ていない。また、障害学生は「権利を行使する意識をもつ」ものであるというアメリカの障害観をそのままわが国にもあてはめ、今後、障害学生からの支援の要望に大学が適切に応えられない場合は法的訴訟に及ぶ例も出てくると考えて、「紛争の防止等のための体制の整備」の必要性を強調する傾向も強まっているように感じられる（たとえば、国立大学協会が2015年11月に作成した「障害を理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領」第9条）。

確かに、そのような制度を整えていくことは重要であるけれども、筆者が疑問に感じるのは、たとえば本学の入学生に発達障害の疑いや診断があった場合、いったいどれだけの学生と親が、その時点で適切な判断をして支援を受ける権利を行使し、自ら「障害学生支援」を書面で要請できるのかという点である。本学の経験でも、先述したような、なるべく障害者として見られたくない、特別視されたくないという親の意識が勝っている例が少なくないし、さらに重度の身体障害をもつ学生の場合は、本人も親も「周囲に負担をかけて申し訳ない」という負い目を感じている例が多く、ただ制度を示して「要請してください」と投げかけるだけでは適切な支援に至らないことが十

分に考え得る。

そもそも「自覚と自主性」とは、大学入学時に一朝一夕で身につくようなものではなく、それまでの長い家庭教育や学校教育の過程で培われるべきものである。その過程での親子の育ちを度外視し、高等教育段階になって急にアメリカ式の障害学生支援を成功させようとしても、弊害があちこちに生じることは想像に難くない。いきなり、「障害学生になるのか、ならないのか」という選択を迫るような硬直した制度を作ってはならないのはもちろん、個々の障害を抱える学生に、制度を機械的に当てはめようとするような意識を教職員がもつことも避けなくてはならないだろう。

こういったことを踏まえると、学生相談機関と学生相談カウンセラーはこれからの障害学生支援において、制度の周辺にいて連携を取りながら、個々の学生の自己理解と自覚を促す関わりを行い、権利として制度を適切に使える学生本人の自主的な力（主体）を育てていくことが、最も貢献しうる役割であろうと筆者は考える。障害が障害でないかをはっきりさせるための関わりではなく、生きづらさという主観的困難を大切に受け止め、その困難を学生本人がどのように抱え、あるいは解消していくのかを心理的に支えていくのがカウンセラーの本務であろう。さらに、学生相談としては、本人の社会的自立（就労）を必ず視野に入れ、そのゴールから現在をみたときの合理的配慮とはどこまで、どのような支援をすることであるかを判断する目を養っておきたい。入試を管轄する機関、修学支援機関、キャリア支援機関、企業などの就労の場、それぞれにおいて支援の具体的実践と合理的配慮のあり方は異なるはずである。それらを個々の学生の視点からつなぎ、総合的な支援のための見立てを行うのは、学生相談機関とカウンセラーにこそできることではなかろうか。わが国の障害学生支援制度の実質的な成熟に向けて、5年、10年の長期的なスパンで、筆者も模索を続けていきたいと思う。

最後に、このような貴重な訪問調査の機会を与えてくださった、Darryl Yagi さんに御礼を申し上げますたい。

文 献

- 松村亜里 2008 ニューヨークのカレッジ・カウンセリングサービスでの経験と、日本の大学における学生相談室の立ち上げについて 学生相談研究28 (3) 225-237
- 村田 淳 2015 支援の場から学びのコミュニティへ——京都大学の障害学生支援 嶺重 慎・広瀬浩二郎編「知のバリアフリー 『障害』で学びを拓げる」京都大学学術出版会 45-68
- 太田裕一 2004 ニューヨークの学生相談——学生発達支援、危機介入などの視点から—— 学生相談研究25 (2) 162-172
- 佐野(藤田)真理子 2015 高等教育のユニバーサル化を目指して 嶺重 慎・広瀬浩二郎編「知のバリアフリー 『障害』で学びを拓げる」京都大学学術出版会 17-39
- 鈴木健一 2009 ニューヨークを中心としたアメリカの学生相談について——統計資料と精神分析の視点を通して—— 学生相談研究29 (3) 273-284
- 高橋国法 2012 アメリカの学生相談の発展——日本の学生相談との関連も交えて—— 学生相談研究 32 (3) 253-277

ABSTRACT

Counseling Services and Disability Services for Students in the United States
: From the Interview Research at Sonoma State University in California and the Department of Rehabilitation in Santa Rosa.

TAKAISHI, Kyoko
Konan University

In many universities in Japan, the support systems for students with disabilities are now in process of developing in accordance with the enforcement of “Act on Elimination of Discrimination against Disabled (Shogaisha-sabetsukaishouhou)” (Act on promoting the elimination of discrimination on the grounds of disabilities) on 1st April 2016. At this time, to consider carefully about what role the campus counseling services should take is of substantial importance.

The author visited the Sonoma State University in California and The Department of Rehabilitation in Santa Rosa city on June 2015, and conducted some interviews mainly about the support for students with developmental disorders.

Results are as follows: CAPS (Counseling and Psychological Services) offers few counseling services with students with developmental disorders, partly because they have a rule of maximum limitation of 10 sessions. DSS (Disability Services for Students) takes a major role for those students in academic and campus life support. Besides, in the local community, DOR (Department of Rehabilitation) offers many services on career design and vocational training for applicants by setting the goal on working. These services are provided before and during receiving higher education and in some cases after graduation. To receive services, individual self-determination and efforts are needed.

Considering from the comparison of the United States and Japan, not only developing the support systems for students with developmental disabilities but also raising those students' self-awareness and self-initiative are important, and therein lies the role of the campus counseling services.

Key Words : interview research in California, Counseling and Psychological Services, Disability Services for Student , vocational rehabilitation counseling
